

第 9 3 期 決 算 公 告

平成 2 3 年 6 月 2 9 日

大分県大分市王子中町 4 番 1 0 号  
株 式 会 社 豊 和 銀 行  
取 締 役 頭 取 安 藤 英 徳

貸借対照表 (平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	預 け 金	38,460	預 金		461,761
現 預 金		9,634	当 座 預 金		5,178
有 価 証 券		28,826	普 通 預 金		140,392
国 債		72,231	貯 蓄 預 金		1,020
地 方 債		29,864	通 知 預 金		750
社 債		15,216	定 期 預 金		305,061
株 式		16,159	定 期 積 金		5,817
そ の 他 の 証 券		3,933	そ の 他 の 預 金		3,540
貸 出 金		7,058	借 入 金		2,704
割 引 手 形		374,894	借 入 金		2,704
手 証 書		4,414	外 国 為 替		2
当 座 貸 付		25,368	売 渡 外 国 為 替		2
外 国 為 替		326,014	未 払 外 国 為 替		0
そ の 他 の 預 け 金		19,096	社 債		6,700
外 国 他 店 預 け 金		1,110	そ の 他 の 負 債		1,984
そ の 他 の 資 産		1,110	未 決 済 為 替 借		90
未 決 済 為 替 貸 付		83	未 払 法 人 税 等		66
未 前 払 費 用		3	未 払 費 用		703
未 収 収 入		528	前 受 収 入		432
金 融 派 生 商 品		1	給 付 補 て ん 備 金		11
社 債 発 行 費		73	金 融 派 生 商 品		0
そ の 他 の 資 産		1,549	そ の 他 の 負 債		680
有 形 固 定 資 産		8,244	賞 与 引 当 金		113
建 物		1,567	退 職 給 付 引 当 金		178
土 地		6,330	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金		173
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		345	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		1,239
無 形 固 定 資 産		170	支 払 承 諾		1,189
ソ フ ト ウ ェ ア		170	負 債 の 部 合 計		476,047
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		0	(純資産の部)		
繰 延 税 金 資 産		1,540	資 本 金		12,495
支 払 承 諾 見 返 金		1,189	資 本 剰 余 金		1,350
貸 倒 引 当 金		7,403	資 本 準 備 金		1,350
			利 益 剰 余 金		2,235
			利 益 準 備 金		92
			そ の 他 利 益 剰 余 金		2,143
			繰 越 利 益 剰 余 金		2,143
			自 己 株 式		70
			株 主 資 本 合 計		16,011
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		1,030
			土 地 再 評 価 差 額 金		1,649
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		618
			純 資 産 の 部 合 計		16,630
資産の部合計		492,677	負債及び純資産の部合計		492,677

損益計算書

平成22年 4月 1日から  
平成23年 3月 31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		11,980
資金運用収益	9,585	
貸出金利息	8,778	
有価証券利息配当金	778	
コールローン利息	23	
預け金利息	4	
その他の受入利息	0	
役員取引等収益	1,303	
受入為替手数料	422	
その他の役員収益	880	
その他業務収益	876	
外国為替売買益	7	
国債等債券売却益	561	
その他の業務収益	307	
その他経常収益	214	
株式等売却益	2	
その他の経常収益	211	
経常費用		10,987
資金調達費用	1,060	
預金利息	824	
コールマネー利息	0	
借入金利息	1	
社債利息	234	
その他の支払利息	0	
役員取引等費用	930	
支払為替手数料	78	
その他の役員費用	852	
その他業務費用	262	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	2	
社債発行費償却	9	
その他の業務費用	250	
営業経費	6,102	
その他経常費用	2,630	
貸倒引当金繰入額	21	
貸出金償却	1,577	
株式等売却損	8	
株式等償却	734	
その他の経常費用	288	
経常利益		993

科 目	金 額	
特 別 利 益		183
償 却 債 権 取 立 益	183	
そ の 他 の 特 別 利 益	0	
特 別 損 失		151
固 定 資 産 処 分 損	6	
減 損 損 失	2	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	142	
そ の 他 の 特 別 損 失	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,024
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		13
法 人 税 等 調 整 額		24
法 人 税 等 合 計		37
当 期 純 利 益		986

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物：34年～47年  
その他：4年～20年  
無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 繰延資産の処理方法  
・社債発行費  
社債発行費は、その他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間（算定期間については将来の予想損失を勘案し9月末及び3月末を基準日とする5算定期間）における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,316百万円であります。
  - (2) 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  
過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理  
数理計算上の差異：各発生年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理  
なお、会計基準変更時差異（1,407百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
  - (4) 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### 8．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

#### 会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は15百万円、税引前当期純利益は158百万円それぞれ減少しております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 22 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 539 百万円、延滞債権額は 11,287 百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 642 百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 12,469 百万円であります。  
また、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,414 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産 有価証券 10,034 百万円  
担保資産に対応する債務 預金 481 百万円  
上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金59百万円、有価証券9,881百万円を差し入れております。  
なお、その他資産のうち保証金は1,027百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、16,602 百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,614百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,222 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 520 百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は4,010 百万円あります。
13. 1株当たりの純資産額 29 円 67 銭  
なお、1株当たりの純資産額の計算においては、純資産額から優先株式の発行金額18,000 百万円を控除しております。
14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 7 百万円
15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 48 百万円
16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

17. 関係会社に対する金銭債権総額 1,343 百万円

18. 関係会社に対する金銭債務総額 49 百万円

19. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、92 百万円であります。

20. 国内基準における単体自己資本比率 8.00%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 30 百万円

役員取引等に係る収益総額 6 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0 百万円

その他の取引に係る費用総額 2 百万円

2. 当事業年度において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 2 百万円を特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
大分県内	遊休資産 1 物件	土地	2 百万円
合計			2 百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価基準等により評価しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額 10 円 13 銭

4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額 3 円 37 銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	22
合計	22

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	776	685	90
	債券	21,266	21,079	187
	国債	11,478	11,349	129
	地方債	3,583	3,573	10
	社債	6,204	6,157	47
	その他	717	713	4
	小計	22,760	22,478	281
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,272	2,533	261
	債券	39,973	40,298	325
	国債	18,385	18,490	104
	地方債	11,632	11,679	46
	社債	9,954	10,129	174
	その他	6,254	6,980	725
	小計	48,500	49,812	1,312
合計		71,261	72,291	1,030

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	862
その他	85
合計	948

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	63	2	8
債券	30,824	525	0
国債	9,202	121	-
地方債	7,114	68	-
社債	14,508	335	0
その他	2,026	28	-
合計	32,915	556	8

7. 減損処理を実施した有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、724百万円（うち、株式670百万円、その他54百万円）であります。

なお、時価のあるものの時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末の時価が取得原価に比べて50%超下落した場合は著しく下落したと判断し、30%から50%下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案して判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）  
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）  
該当ありません。
3. その他の金銭の信託（平成23年3月31日現在）  
該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	6,118百万円
減価償却超過額	186百万円
退職給付引当金	82百万円
有価証券償却否認	847百万円
税務上の繰越欠損金	5,430百万円
その他	564百万円
繰延税金資産小計	13,230百万円
評価性引当額	11,664百万円
繰延税金資産合計	1,566百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	25百万円
繰延税金負債合計	25百万円
繰延税金資産の純額	1,540百万円

連結計算書類の作成方針

( 1 ) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 1 社  
会社名 株式会社ほうわバンクカード  
非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

( 2 ) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。  
持分法適用の関連法人等  
該当ありません。  
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。  
持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

( 3 ) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。  
3月末日 1社

( 4 ) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

( 5 ) のれんの償却に関する事項

該当ありません。

連結貸借対照表（平成23年 3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	38,461	預 金	461,712
有価証券	72,571	借 用 金	2,704
貸出金	374,556	外 国 為 替	2
外国為替	1,110	社 債	6,700
その他資産	2,634	そ の 他 負 債	2,117
有形固定資産	8,247	賞 与 引 当 金	114
建物	1,569	退 職 給 付 引 当 金	178
土地	6,331	睡眠預金払戻損失引当金	173
その他の有形固定資産	346	再評価に係る繰延税金負債	1,239
無形固定資産	171	支 払 承 諾	1,189
ソフトウェア	170	負債の部合計	476,132
その他の無形固定資産	0	(純資産の部)	
繰延税金資産	1,579	資 本 金	12,495
支払承諾見返	1,189	資 本 剰 余 金	1,350
貸倒引当金	7,520	利 益 剰 余 金	2,332
		自 己 株 式	70
		株 主 資 本 合 計	16,108
		その他有価証券評価差額金	1,030
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,649
		その他の包括利益累計額合計	618
		少 数 株 主 持 分	141
		純資産の部合計	16,868
資産の部合計	493,000	負債及び純資産の部合計	493,000

連結損益計算書

平成22年 4月 1日から  
平成23年 3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		12,203
資金運用収益	9,729	
貸出金利息	8,918	
有価証券利息配当金	782	
コールローン利息及び買入手形利息	23	
預け金利息	4	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	1,380	
その他業務収益	876	
その他経常収益	216	
経 常 費 用		11,196
資金調達費用	1,062	
預金利息	824	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	3	
社債利息	234	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	930	
その他業務費用	264	
営業経費	6,250	
その他経常費用	2,688	
貸倒引当金繰入額	27	
その他の経常費用	2,660	
経 常 利 益		1,006
特 別 利 益		183
償却債権取立益	183	
その他の特別利益	0	
特 別 損 失		152
固定資産処分損	7	
減損損失	2	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	142	
その他の特別損失	0	
税金等調整前当期純利益		1,037
法人税、住民税及び事業税		13
法人税等調整額		30
法人税等合計		43
少数株主損益調整前当期純利益		994
少数株主利益		4
当 期 純 利 益		989

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

##### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

##### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

##### (4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：34年～47年

その他：4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (5) 繰延資産の処理方法

・社債発行費

社債発行費は、その他資産に計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

##### (6) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間（算定期間については将来の予想損失を勘案し9月末及び3月末を基準日とする5算定期間）における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,316百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

##### (7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

##### (8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理

- 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
- なお、会計基準変更時差異（1,407百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
- (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (10) 外貨建資産・負債の換算基準  
当行の外貨建資産及び負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (11) リース取引の処理方法  
当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (12) 消費税等の会計処理  
当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

##### （資産除去債務に関する会計基準）

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は15百万円、税金等調整前当期純利益は158百万円それぞれ減少しております。

#### 表示方法の変更

##### （連結貸借対照表関係）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号平成23年3月25日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

##### （連結損益計算書関係）

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は554百万円、延滞債権額は11,338百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は83百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は642百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,618百万円であります。  
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,414百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	10,034百万円
保資産に対応する債務	預金	481百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金59百万円、有価証券9,881百万円を差し入れております。  
なお、その他資産のうち保証金は1,027百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、20,680百万円であります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。	
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	2,614百万円
9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,230百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 520百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は4,010百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 28円4銭  
なお、1株当たりの純資産額の計算においては、純資産額から優先株式の発行金額18,000百万円を控除しております。
13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 7百万円
14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 48百万円
15. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

16. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	2,352 百万円
年金資産	1,613 百万円
未積立退職給付債務	738 百万円
会計基準変更時差異の未処理額	375 百万円
未認識数理計算上の差異	185 百万円
未認識過去勤務債務	1 百万円
連結貸借対照表計上額の純額	178 百万円
前払年金費用	百万円
退職給付引当金	178 百万円

17. 国内基準における連結自己資本比率 8.06%

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常費用には、貸出金償却 1,593 百万円、株式等償却 734 百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 2 百万円を特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
大分県内	遊休資産 1 物件	土地	2 百万円
合計			2 百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価基準等により評価しております。

3. 1 株当たり当期純利益金額 10 円 18 銭
4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 3 円 38 銭
5. 包括利益の金額 940 百万円

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務とクレジットカード業務を行っております。

銀行業務としては、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っており、従って、当行は、貸出金・債券・株式・投資信託等の金融資産を保有する一方、預金・借入金・社債等による資金調達を行っております。

このように、主として金利変動や価格変動を伴う金融資産と負債を保有しているため、当行グループは資産及び負債の総合的管理(Asset Liability Management)を実施し、資産・負債のリスクを統合的に把握し、適正な管理を実施することにより、経営の健全性の確保と経営資源の効率的活用による収益性の向上を図っております。

なお、クレジットカード業務は、当行の連結子会社が行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

##### 金融資産

当行グループが保有する主な金融資産は、国内の事業者及び個人に対する貸出金及び国債や社債等の債券・株式・投資信託等の有価証券であり、海外有価証券はありません。

また、有価証券は、満期保有目的又はその他投資目的で保有しており、トレーディング目的では保有していません。

これらの金融資産は、経済環境の変化や貸出先・発行体の財務状況の悪化等による信用力低下や債務不履行等の信用リスクや、金利・株価等の市場変動等により価格や収益等が変動する市場リスク、市場流動性の低下により適正な価格での取引が難しくなる市場流動性リスクに晒されております。

連結子会社では、クレジットカード業務を行っており、顧客の契約不履行という信用リスクに晒されております。

##### 金融負債

当行が保有する主な金融負債は、預金のほか、借入金、社債等を含んでおります。

預金は、国内の事業者及び個人の預金であり、当行が発行している社債には他の債務より支払いが後順位となる劣後特約が付与されております。

これらの金融負債は、金融資産と同様に、金利等の相場変動により価格やコスト等が変動する市場リスクや、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる市場流動性リスクに晒されております。デリバティブ取引

当行グループは、取引先の為替予約に対するカバー取引を目的として為替予約を行っております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループは、リスク管理に関する方針や基本的事項を「リスク管理の基本方針」、「リスク管理規程」にて制定し、これらの規程等に基づき組織的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、取締役会をリスク管理態勢の上位機関とし、その下位に経営会議、頭取を委員長とするALM/リスク管理協議会を設置し、更にリスク種別毎に市場リスク部会や流動性リスク部会等を組織横断的に設置しております。

あわせて経営管理部をリスク管理の統括部署とし、リスク種別毎に主管部署または担当部署を特定しております。

このような組織態勢と各種規定・マニュアル等により金融商品に係る信用リスク・市場リスク・流動性リスク等を管理しております。

##### 信用リスクの管理

当行グループは、銀行経営の健全性の観点から、貸出資産の健全性が重要であると考え、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」「与信決裁権限規程」等の信用リスクに関する管理諸規程に従い、審査部が主管となって与信案件の審査や与信のポートフォリオ管理を行い、信用リスクを管理しております。

与信限度額、内部格付、保証や担保の設定、開示債権への対応など信用管理に関する規程やマニュアルを整備し、営業店を指導する一方、特に信用リスクの程度が大きい与信先等については、審査部が重点的に管理を行っております。

また、組織横断的な信用リスク部会や与信案件協議機関として融資会議を設置し、案件次第では経営会議等に付議する等により、信用リスクをコントロールし信用運営上のガバナンスを確保しております。

##### 市場リスクの管理

#### ( ) 金利リスク及び価格変動リスクの管理

当行グループは、銀行経営の健全性の観点から、市場リスク管理は重要であると考えております。

当行グループが保有する主な市場リスクには、金利市場や株式市場等の変動により収益や価格が変動するリスクがあり、ALMにおいて統合リスク管理を実施すること等により管理しております。

「市場リスク管理規程」「統合的リスク管理細則」「市場リスク計測要領」等の規程及びマニュアルにリスク管理方法やリスク計測手法等を明記し、ALMに関する方針に基づき、ALM/リスク管理協議会等においてリスク状況の報告や今後の対応の協議等を行っております。

また、有価証券については、経営会議で決定した運用施策や有価証券運用基準に従って運用しております。

なお、連結子会社が保有する有価証券は、政策目的とする取引先の株式であり、総資産に対する資産規模は僅少です。

( ) 為替リスクの管理

当行グループは積極的な外貨資産への投資を行っていないため、外貨資産残高も内包する為替リスクも少ないことから、通貨スワップ等によるリスクヘッジを行っておりません。

( ) デリバティブ取引に係るリスク管理

当行グループは、取引先の為替予約に対するカバー取引を目的として為替予約を行っており、権限規程及び取引限度額を定めてリスクを管理しております。

流動性リスクの管理

当行グループは、銀行経営の健全性の観点から、資金調達に係る流動性リスクを重要と考え、流動性リスク管理規程等に基づき管理しております。

主管部署及び統括部署が日常的に資金管理を行う一方で、将来の資金運用を反映した資金繰り予想を行い、月次で流動性リスク部会やALM/リスク管理協議会に報告することにより、統合的に管理しております。

( 4 ) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注 2) 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金預け金	38,461	38,435	25
(2)有価証券	71,261	71,261	-
(3)貸出金	374,556		
貸倒引当金(*1)	7,494		
	367,062	368,914	1,851
資産計	476,784	478,611	1,826
(1)預金	461,712	462,730	1,018
(2)借用金	2,704	2,704	-
(3)社債	6,700	6,361	338
負債計	471,116	471,796	679
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
デリバティブ取引計	0	0	-

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち、満期が1年以内のものの時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期が1年を超過するものは、当行から独立した第三者の価格提供者により提示された評価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

自行保証付私募債は、貸出金と同じく、信用格付と契約期間に応じて、市場金利に信用コストを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債は、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態であると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ 122 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行から独立した第三者の価格提供者により提示されたものに流動性リスクを考慮したものであり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### (3) 貸出金

変動金利の貸出金は、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利の貸出金は、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、貸出金の種類及び信用格付、契約期間に応じて、市場金利に信用コストを反映させた利率もしくは同様の新規貸出を行った場合に想定される金利で割り引いて時価を算定しております。

金利の決定方法が特殊な貸出金は、当行から独立した第三者の価格提供者により提示された評価額を時価としております。

返済期限を設けていない貸出金は、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金等は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金

要求払預金は、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金は、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、新規に預金を受け入れた場合に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

### (2) 借入金

借入金は全て固定金利であり、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

### (3) 社債

当行の発行する社債は、市場価格を時価としております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、主に取引先の為替予約に対するカバー取引を目的として行っており、オプション価格の計算モデルにより算出した価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	1,224
組合出資金(*3)	85
合 計	1,310

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について 10 百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	776	685	90
	債券	21,266	21,079	187
	国債	11,478	11,349	129
	地方債	3,583	3,573	10
	社債	6,204	6,157	47
	その他	717	713	4
	小計	22,760	22,478	281
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,272	2,533	261
	債券	39,973	40,298	325
	国債	18,385	18,490	104
	地方債	11,632	11,679	46
	社債	9,954	10,129	174
	その他	6,254	6,980	725
	小計	48,500	49,812	1,312
合計		71,261	72,291	1,030

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	63	2	8
債券	30,824	525	0
国債	9,202	121	-
地方債	7,114	68	-
社債	14,508	335	0
その他	2,026	28	-
合計	32,915	556	8

6. 減損処理を実施した有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、724百万円(うち、株式670百万円、その他54百万円)であります。

なお、時価のあるものの時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結会計年度末の時価が取得原価に比べて50%超下落した場合は著しく下落したと判断し、30%から50%下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案して判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)  
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)  
該当ありません。
3. その他の金銭の信託(平成23年3月31日現在)  
該当ありません。